

令和6年12月2日以降の

受診時における 保険証の取扱いについて



令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了することに伴い、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されました。ただし移行後も、現行の健康保険証(有効期限までの間、最大1年間有効)や資格確認書により資格確認を行うことができますので、以下をご参照の上、医療機関の窓口でご提示ください。

マイナ保険証を持っている方

① マイナンバーカード(マイナ保険証)を提出

※何らかの事情でオンライン資格確認ができなかった場合

① 「マイナンバーカード」+「資格情報のお知らせ」を提出

資格情報のお知らせとは・・・

保険資格の情報を記載した書類で、マイナ保険証をお持ちの方に交付されるものです。単体では受診できません。

② 「マイナンバーカード」+「マイナポータルの画面(医療保険の資格情報)」

をスマホ等で提示

③ 口頭で資格変更がないかの確認(再診の場合)

④ 「被保険者資格申立書」+「マイナンバーカード」を提出(初診の場合)



マイナ保険証を持っていない方

① 現行の健康保険証を提出

※最大で令和7年12月1日まで有効ですが、それまでの間に、有効期限切れ、転職、退職等により保険者が切り替わる場合には失効となります。



② 資格確認書を提出

※マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録を
していない方に令和6年12月2日以降に送付されます。



◀資格確認書について
(厚生労働省 HP)

資格確認書

※なお、公費負担医療及び地方公共団体の医療費助成(子ども・重度障がい者・ひとり親家庭等)に係るオンライン資格確認については、デジタル庁HP等をご確認ください。